

相次ぐ米軍機による部品落下事故に関する意見書

去る3月16日、米空軍嘉手納基地に駐留している米ネブラスカ州オフアット空軍基地所属の電子偵察機 RC-135V が飛行中にファイバーグラス製のアクセスパネルを紛失させる事故が発生した。

米軍機の落下事故は、普天間飛行場所属 MV-22 オスプレイのアルミ製部品落下、嘉手納基地に駐留する米海軍の EP-3 電子偵察機の飛行中の右翼先端部ヒンジ・アクセス・パネル落下、嘉手納基地所属 F-15 戦闘機の飛行中の垂直安定板先端部分落下、嘉手納基地所属 HH-60 救難ヘリコプターの通信ケーブルのカバー落下、そして米海兵隊普天間基地所属 AH-1W 攻撃ヘリコプターのミサイル発射装置など計 208 キログラムもの装備品の落下と今年に入って既に 6 件を数える異常事態であり、米軍の安全点検や確認作業等の杜撰さが顕在化しているものと言わざるを得ない。

それにもかかわらず、「パイロット及び整備員は十分に訓練を受けた航空機安全におけるプロフェッショナルである」とする米軍の認識には甚だ疑問を感じるどころであり、一つ間違えば大惨事につながりかねない事故の続発により、県民、住民の生命、生活が危険にさらされている現状は決して容認できるものではない。

よって沖縄市議会は相次ぐ米軍機による部品落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 全ての米軍機について徹底した整備と安全管理の強化を図ること。
2. 落下事故の原因を徹底的に究明し、早急に公表すること。
3. 再発防止のため、整備手順や飛行前点検、安全運用手順、再教育プログラム等の徹底した見直し、改良を行うこと。
4. 落下事故の原因が究明されるまで、飛行訓練等を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 23 日
沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長